# 甲府市コミュニティバス車両広告募集要項

　本市では、市の資産を広告媒体として活用する広告事業の１つとして、次のとおり宮本・能泉地区買物・通院等送迎用コミュニティバス及び上九一色・中道地区コミュニティバスの広告主を募集します。

１　広告媒体の名称

　（１）宮本・能泉地区買物・通院等送迎用コミュニティバス車両広告

　　　　※車両広告のイメージ等は別紙１を参照してください。

　（２）上九一色・中道地区コミュニティバス車両広告

　　　　※車両広告のイメージ等は別紙２を参照してください。

２　広告媒体の仕様

　　別紙「甲府市コミュニティバス車両広告掲載要領」のとおりとなります。

　　（注）申し込みにあたっては、甲府市広告掲載要綱、甲府市広告掲載基準を必ずお読みください。

３　広告掲載期間

　　令和７年４月１日（火）～令和８年３月３１日（火）

４　参加できる者

　　事業者（広告代理店等の応募も可能）

５　募集期間

　　令和７年３月３１日（金）～令和７年２月１４日（金）（当日必着）

　　※周知方法は、公告、本市ホームページのほか、広報こうふ（２月号）で行います。

６　申込方法

　　甲府市広告掲載要綱に基づく広告掲載申込書に必要事項を記入の上、広告原稿案（Ａ３版）を添付し、郵送又は持参してください。

　また、備考欄に掲載を希望する車両を必ず記入ください。（２台申し込みも可能です。）

　【提出先】

　　〒４００－８５８５　甲府市丸の内一丁目１８番１号

　　　甲府市　企画部　リニア交通室　交通政策課（市役所本庁舎６階）

　　　※　持参による提出の場合は、開庁時間内（平日午前８時３０分から午後５時１５分まで）にお越しください。

７　決定方法

（１）市で広告掲載の内容について審査後、決定します。

（２）予定を超える数の応募があったときは、抽選の上、事業者を決定します（別紙３参照）。

（３）広告掲載の可否を決定したときは、その可否にかかわらず結果を申込者に通知します。

８　決定後の手続き

1. 広告主に決まった申込者は、市と広告掲載契約を締結していただきます。

（２）契約締結後、掲載しようとする広告について、交通政策課担当者と協議を行ってください。

（３）指定する期日までに広告入りマグネットシートを作成し、提出してください。

９　掲載できない広告

　　甲府市広告掲載要綱、甲府市広告掲載基準、甲府市コミュニティバス車両広告掲載要領に定めるとおりです。

１０　広告掲載の取り消し

　　次の場合は、広告掲載契約を解除し、広告掲載を取り消すことがあります。

1. 正当な理由なく契約に違反した場合
2. 広告主又はその代理人に著しく不正又は不誠実な行為があった場合
3. 広告主又はその代理人に重大な社会的信用失墜行為があった場合
4. 広告主に破産の申し立て、租税滞納処分があるなど、その経営状態が著しく不健全となり、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があった場合

１１　広告主の責務

1. 広告主は、広告の内容に関する一切の責任を負うものとします。

（２）第三者から、掲載された広告に関連して損害を被った旨の請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとします。

（３）広告掲載後、掲載した広告が「９　掲載できない広告」に該当することとなった場合、広告入りマグネットシートの回収などを広告主の負担で行っていただく場合があります。

《申込・お問い合わせ先》

〒４００－８５８５　甲府市丸の内一丁目１８番１号

甲府市　企画部　リニア交通室　交通政策課（本庁舎６階）

電話：０５５－２３７－５１０９

FAX：０５５－２２０－６９３８

e-mail：[koutuss@city.kofu.lg.jp](mailto:koutuss@city.kofu.lg.jp)